



令和4年 (2022年) 11月 30日 (水)

No. 15787 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012

大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆特許権侵害損害賠償金に対する消費税課税 (1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版) …… (9)

特許権侵害損害賠償金に対する消費税課税

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 深井 俊至

1 問題の所在

特許権侵害に基づく損害賠償金は消費税¹の課税対象となるだろうか²。消費税法4条1項は、次のとおり規定している。

「資産の譲渡等」について、同法2条1項8号は、次のとおり規定している。

消費税法4条1項

国内において事業者が行った資産の譲渡等…には、この法律により、消費税を課する。

消費税法2条1項8号

資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供…をいう。

したがって、特許権侵害に基づく損害賠償金が消費税の課税対象となるかは、特許権侵害行為が、特



Patent Attorneys
KUZUWA & PARTNERS

葛和国際特許事務所

副所長	パートナー弁理士	所長 弁理士	葛和 清司*	パートナー弁理士	小田切 美紗
		塩崎 進			
		弁理士・弁理士	葛和百合絵		
弁理士	杉江 顕一	弁理士	井上純一郎*	弁理士	矢後 知美*
弁理士	松浦 綾子	弁理士	千野 櫻子	弁理士	古田 篤史, Ph.D.
弁理士	高河原芳子, Ph.D.				*付記弁理士登録済
業務主幹	寺川 誠	中国弁理士	鄭 益鴻	技術顧問	R. Sankaran, Ph.D.

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビルディング17階

TEL 03(5321)6761

FAX 03(5321)6760

E-Mail info@kuzuwa.com URL <http://www.kuzuwa.com>